

茨城人工透析談話会 会則

第1条〔名称〕

本会は茨城人工透析談話会と称す。

第2条〔目的〕

本会は、透析医療の向上発展のため、茨城県内の透析医療機関に従事する医療関係者の相互の親睦を図り、透析治療法の研究・教育を行うことを目的とする。

第3条〔事業〕

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 講演会の開催
- (3) 総会の抄録集等の発行
- (4) その他、本会の目的に必要な事業

第4条〔組織〕

本会の組織は次の通りとする。

(1) 会員

本会に入会を希望する場合は、その施設代表者が所定の入会申込書を会長に提出し、施設長会の承認を受けねばならない。登録事項で変更が生じた場合は、速やかに会長に変更届を提出しなければならない。また、退会しようとする者は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

- ① 一般会員 茨城県内透析施設にて診療に従事するものによって構成する。
- ② 賛助会員 上記の一般会員の活動に賛同しそれを援助する意思を有する者。

(2) 役員

本会には下記の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名以内
- ③ 顧問 若干名
- ④ 監事 2名

第5条〔運営〕

- (1) 総会は年1回開催する。
- (2) 施設長会議は最高の意思決定機関とする。
- (3) 施設長会議の承認を総会の承認に換えることができる。
- (4) 役員は施設長会員互選によって選出される
- (5) 役員は会務を処理する。
- (6) 役員任期は3年とする。但し、再任は妨げないものとする。

- (7) 会長はこの会を代表して会議を統括し、必要な会議を召集する。
- (8) 監事は会の適切な運営を監督する。
- (9) 当番幹事は施設長会議の互選により 1 名選任される。
- (10) 当番幹事は総会を開催する。

第 6 条〔会計・会費〕

- (1) 本会は会費・賛助会費・寄付金・その他収入等により運営される。
- (2) 予算および決算は施設長会議の承認を受ける。
- (3) 会費は施設あたり 10,000 円／年とする。
- (4) 会費はいかなる理由があっても返還しない。
- (5) 会費の変更は施設長会議の承認を受ける。
- (6) 事務局は次回以降の総会開催のため、当番幹事へ準備金を拠出する。
- (7) 当番幹事は総会運営のための準備金を適切に使用し、翌年度の施設長会議に開催収支を報告しなければならない。
- (8) 事務局は本会の事業収支を取りまとめ、本会の決算を翌年度の施設長会議に報告しなければならない。
- (9) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
- (10) 本会ならびに総会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を経て、施設長会議に報告する。

第 7 条〔事務局・連絡先〕

- (1) 事務局は、会員名簿の管理等の運営に必要な諸事務を行う。
- (2) 事務局は、会長の下に置く。

第 8 条

会則の変更は施設長会議の承認を受けるものとする。

附則

本会則は平成 21 年 6 月 21 日より施行する。

平成 25 年 11 月 24 日一部改定

平成 26 年 11 月 30 日一部改定

平成 30 年 11 月 4 日一部改定

令和 2 年 11 月 29 日一部改定

令和 7 年 11 月 30 日一部改定